

VII 開発の制御

1 要旨

- ▶ 山梨県・静岡県は、緩衝地帯内における開発圧力に対しては、保全に対する社会全体の機運醸成等を図るとともに、経過観察等を通じて開発圧力の早期把握に努めるなど、開発の制御の効果を促進している。特に富士山北麓地域においては、開発行為が景観の阻害要因となることを回避するための制度を創設し、望ましい土地利用の在り方を展望している。
 - ・山梨県は、一定規模以上の開発を実施しようとする事業者に対し、開発が景観に与える影響について調査、予測及び評価を行うことを義務付けた条例を施行（2016年6月）。
【参考資料 11 (P72)】
- ▶ 2013年イコモス評価書（WHC-13/37.COM/INF.8B1, ICOMOS Evaluations of Nominations of Cultural and Mixed Properties to the World Heritage List/Fujisan (Japan) No.1418）において指摘された個別箇所の課題に対しては、地域社会（コミュニティ）が一体となって解決に向けた取組を進めた結果、計画的に改善が図られている。
 - ・忍野八海の整備、吉田口五合目諸施設の整備、三保松原の保全 等
【参考資料 12 (P74), 参考資料 13 (P76), 参考資料 14 (P78), 参考資料 15 (P82)】

2 戦略に記載した取組の方向性

(1) 緩衝地帯内における開発圧力への対策

開発圧力の大きさ（規模）及び位置に対する制御に効果のある行政手続について、充実を図る。

また、緩衝地帯内における開発圧力への対策の検討にあたっては、富士山の山麓地域は、長らく人々の暮らしや生業が継続し、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地として利用されてきた歴史的経緯を踏まえるとともに、地域社会との合意形成に十分留意することとする。

(2) 個別事項への対策

課題の改善に向けて、長期的視点に基づく抜本的対策を計画的に進捗させるとともに、改善効果の期待できる即効的対策についても、着実かつ段階的に実施する。

3 実施状況

(1) 緩衝地帯内における開発圧力への対策

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>開発行為にかかる行政手続を充実させ、開発の制御の効果を促進するとともに、景観計画や景観条例の制定等を通して、保全に対する社会全体の機運醸成等を図る。</p>	<p>富士吉田市及び小山町は、2016年に景観条例を施行した。これにより富士山周辺の全市町村において景観条例及び景観計画が施行・運用された。</p> <p>山梨県は、「山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例」を2016年6月に施行した。</p>

(2) 個別事項への対策

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>● 富士五湖</p> <p>「明日の富士五湖創造会議」等において、湖面の使用方法及び湖岸の修景方法を検討している。また、動力船を乗り入れようとする者に対して「航行届」の提出を義務付け、乗入れの実態を的確に把握できるようにした。</p>	<p>山梨県及び関係者等は、「明日の富士五湖創造会議」において、既に策定した本栖湖・精進湖以外の湖面の利用方法や湖畔の修景ルールの方針に向けた協議を進めている。その結果、環境省は、2018年3月に、西湖の動力船の乗入れ規制を実施した。</p>
<p>● 忍野八海</p> <p>天然記念物忍野八海整備活用計画に基づき、湧水周辺の建築物その他の工作物の修景等を実施している。</p>	<p>山梨県及び忍野村は、住民等が自主的に行う施設の修景事業に対し、技術的・財政的支援を実施し、良好な景観形成に向けた取組を推進している。</p> <p>これまで、山梨県、富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町は、2017年度までに82件の事業を実施し、このうち、忍野村では35件を実施した。</p>
<p>● 白糸ノ滝</p> <p>電柱・電線の撤去等をはじめ構成資産周辺の環境改善を行う。</p>	<p>静岡県及び富士宮市は、無電柱化方針に基づき無電柱化を推進しており、2018年度までの完了を目指している。</p> <p>富士宮市は、名勝及び天然記念物白糸ノ滝整備基本計画に基づき整備事業を推進している。</p>

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>● 富士宮五合目諸施設</p> <p>外観（色彩等）の修景に向けた関係者による協議・検討を引き続き実施する。</p>	<p>静岡県及び富士宮市は、外観（色彩等）の修景に加え、安全対策を含めた検討を関係者間で継続して実施している。</p>
<p>● 吉田口五合目諸施設</p> <p>地元関係者から成る協議の場及び専門家から成る検討委員会を設置した。</p>	<p>山梨県は、「富士山四合目・五合目ランドデザイン」を2016年3月に策定し、これに基づき、施設所有者等が自主的な施設修景ルールの策定協議を行っている。</p> <p>また、山梨県は、老朽化した富士山五合目休憩舎を解体し、跡地を富士山や御来光の展望園地として整備するほか、国とともに五合目から山腹に延びる遊歩道における利用体験の質を高めるため、標識の整備を行った。</p>
<p>● 標識・案内板</p> <p>山梨県は、屋外広告物ガイドラインを策定し、基準に適合しない屋外広告物の改修やガイドラインに沿った修景などの景観改善を行う事業者に対して助成を行うこととした。</p> <p>静岡県は、富士山周辺地域公共サイン整備計画を推進するとともに、広告物条例施行規則を改正し、案内板等の設置基準を強化した。</p>	<p>山梨県・静岡県は、ガイドライン等に沿った取組を進めている。</p> <p>なお、山梨県、富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町は、住民等が自主的に行う屋外広告物の修景事業に対し、技術的・財政的支援を実施し、2017年度までに48件の事業を実施した。</p> <p>また山梨県は、特に良好な景観を創出すべき地区を景観保全型広告規制地区に指定しており、2018年4月に3地区を追加施行し、9地区とした。</p> <p>山中湖村では公共サインに関する整備ガイドラインを2018年3月に作成した。</p>
<p>● 電柱</p> <p>富士山周辺地域における良好な景観形成のため、無電柱化を進めている。</p>	<p>山梨県・静岡県は、無電柱化方針に基づき無電柱化を進めている。</p> <p>静岡県・静岡市は、現在、「富士山周辺地域の無電柱化推進検討部会」において検討した県道三保駒越線及び白糸の滝周辺地区の無電柱化を進めている。</p>

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>● 山麓に沿っての開発制御</p> <p>2016年を目途として、関係市町村は景観計画及び景観条例を策定し、建築物等の意匠・外壁の色彩等を規制することとしている。</p> <p>静岡県は、緩衝地帯のうち大部分が国有林野又は市街化調整区域となっており、大規模開発を規制している。さらに、市町の条例等により大規模太陽光発電設備の設置を抑制している。</p>	<p>富士吉田市及び小山町は、2016年に景観条例を施行した。これにより富士山周辺の全市町村において景観条例及び景観計画が施行・運用された。</p> <p>山梨県は、「山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例」を2016年6月に施行した。(再掲)</p> <p>静岡県は、引き続き、緩衝地帯の大部分に厳しい法規制を適用しているため、大規模開発が規制され、開発の制御の効果が促進されている。</p>
<p>● 三保松原</p> <p>「三保松原白砂青松保全技術会議」において、4基の消波堤のL型突堤への置き換えと養浜により砂浜を保全する対策を決定した。このうち、1号、2号消波堤を含む区間を「短期対策区間」と位置付け、具体的な対策を決定した。また、対策の実施にあたり、モニタリングを実施し、順応的に見直すこととしている。</p>	<p>静岡県は、2016年に、1号消波堤に代わる1号L型突堤の工事に着手し、2018年度末の完成を目指している。</p>
<p>「三保松原の松林保全技術会議」での提言に基づく松林の適正な保全と健全な育成に向けた具体的な対策を段階的に実施していく。</p>	<p>静岡県及び静岡市は、「羽衣の松」及び周辺老齢大木の樹勢回復に向けて、周辺土壌の調査・分析をし、最適な方法により、固結層の改善や土壌改良資材の施工による樹勢回復の取組を進めている。</p> <p>静岡市は、三保松原の価値の発信と松原保全の拠点となる「(仮称)静岡市三保松原ビジターセンター」の整備を進めており、2018年度中の開館を目指している。</p>

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
<p>県道三保駒越線における無電柱化の取組方針を取りまとめ、短期的対策として道路上空の横断架空線を撤去するとともに、中長期的には道路拡幅事業に併せた無電柱化を実施する。</p>	<p>静岡市は、道路上空の横断架空線の撤去を2016年2月に完了した。また、中長期的対策にあたり、「次期無電柱化推進計画」に当区間を位置付け、電線管理者との合意に向けた協議を実施していく。</p>
<p>● 北口本宮富士浅間神社周辺地域</p> <p>国道138号の拡幅計画を契機として、沿道景観及び歩行空間の整備などを含めた周辺地域のまちづくりの在り方について、国、山梨県、富士吉田市、地元関係者及び学識経験者による協議を実施している。</p>	<p>国、山梨県及び富士吉田市は、地元関係者及び学識経験者等により構成される検討委員会による検討を進めている。</p>

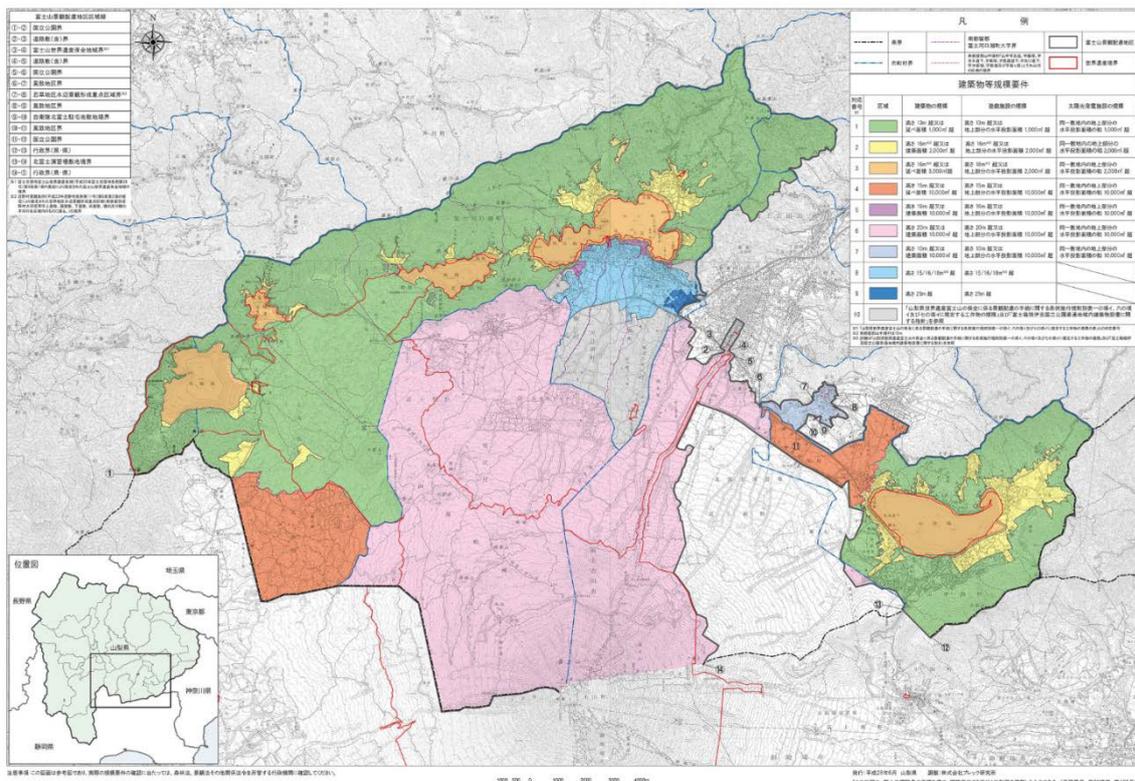
<参考資料 11> 富士山の景観保全に関する条例の制定

■概要

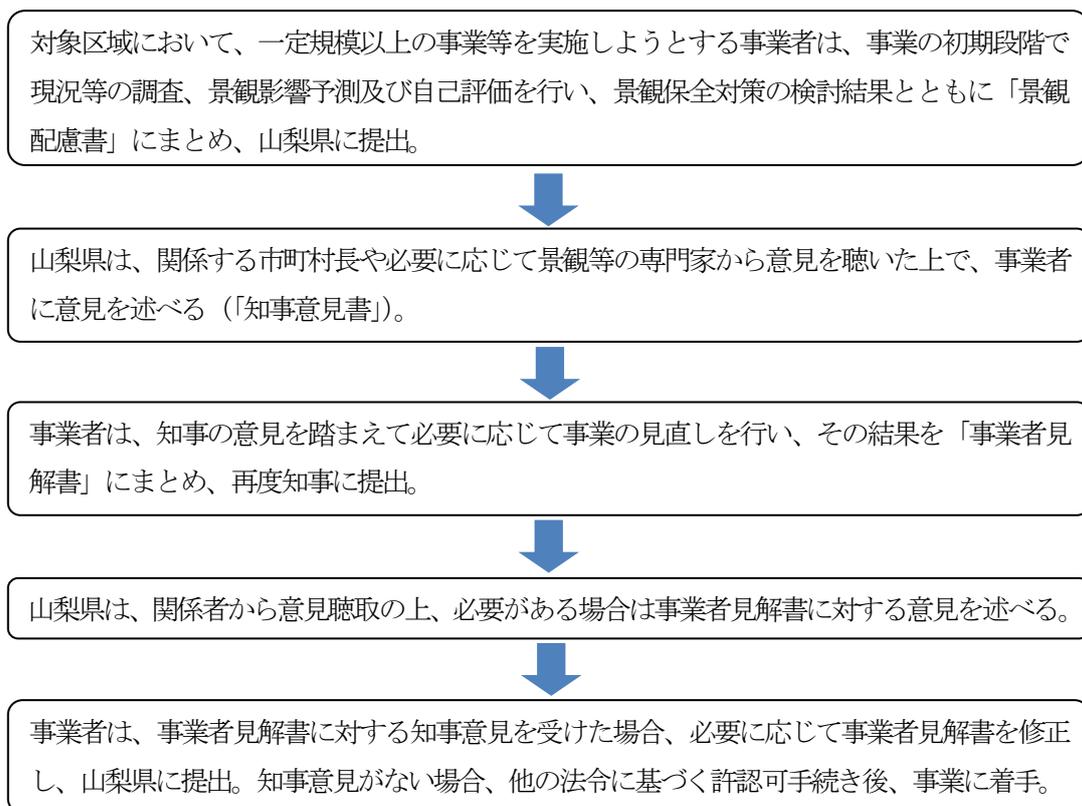
- 山梨県は、従前の制度において建築物等の規模及び位置等に関する行為規制が比較的緩やかな地域において、一定規模以上の建築物の新築または増築等の事業を実施しようとする事業者に対し、事業の実施が景観に及ぼす影響をあらかじめ予測・評価（景観影響評価）し、景観保全のための措置を検討することを義務づけた条例を2015年12月に制定し、2016年6月から施行している。

■取組内容

- 山梨県は、条例の運用に当たって、事業者等を対象にした説明会を開催し、制度の周知を図っている。
- また、事業者の負担を軽減するため、あらかじめ景観に及ぼす影響を予測・評価するための定点観測地点を定め、毎年当該地点からの展望写真を撮影し、希望する事業者に提供している。
- さらに、事業者が提出した事業評価等に対し、山梨県知事が意見する際、景観や世界遺産分野の学識経験者から意見を聴取することにより、公正で適切な制度運用を行っている。



富士山景観配慮地区及び建築物等規模要件区域図



景観配慮の手続の主な流れ



景観影響予測（フォトモンタージュ）のイメージ

■今後の取組（計画）

- ・制度の周知とともに、適正な運用を図る。

<参考資料 12> 景観改善に関する取組

■ 概要

- ・山梨県は、「世界文化遺産景観形成支援事業」により、忍野八海をはじめとする構成資産、緩衝地帯及び保全管理区域に該当する区域において、市町村や地元住民が実施する景観改善のための取組に対し、技術的・財政的支援を行っている。

■ 取組内容

- ・山梨県は、2017年度までに、富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町とともに、主に山麓地域の建築物や看板の修景など82件の事業（うち、忍野村では35件）を実施した。

<実施前>



<実施後>



建築物及び看板の修景（忍野村）

<実施前>



<実施後>



建築物及び看板の修景（忍野村）



建築物及び看板の修景（忍野村）



建築物及び看板の修景（忍野村）



建築物及び看板の修景（富士吉田市）



突き出し看板及び建植看板の除却、壁面看板の設置（富士吉田市）



建築物及び看板の修景（山中湖村）



屋外広告物の修景（山中湖村）



建築物及び看板の修景（富士河口湖町）



建築物及び看板の修景（富士河口湖町）



建築物の修景（富士河口湖町）



屋外広告物の撤去（富士河口湖町）

■今後の取組（計画）

- ・良好な景観形成のためには、構成資産周辺の住民の景観に対する意識向上を図ることが欠かせないことから、今後とも啓発活動や支援活動を継続して実施する。

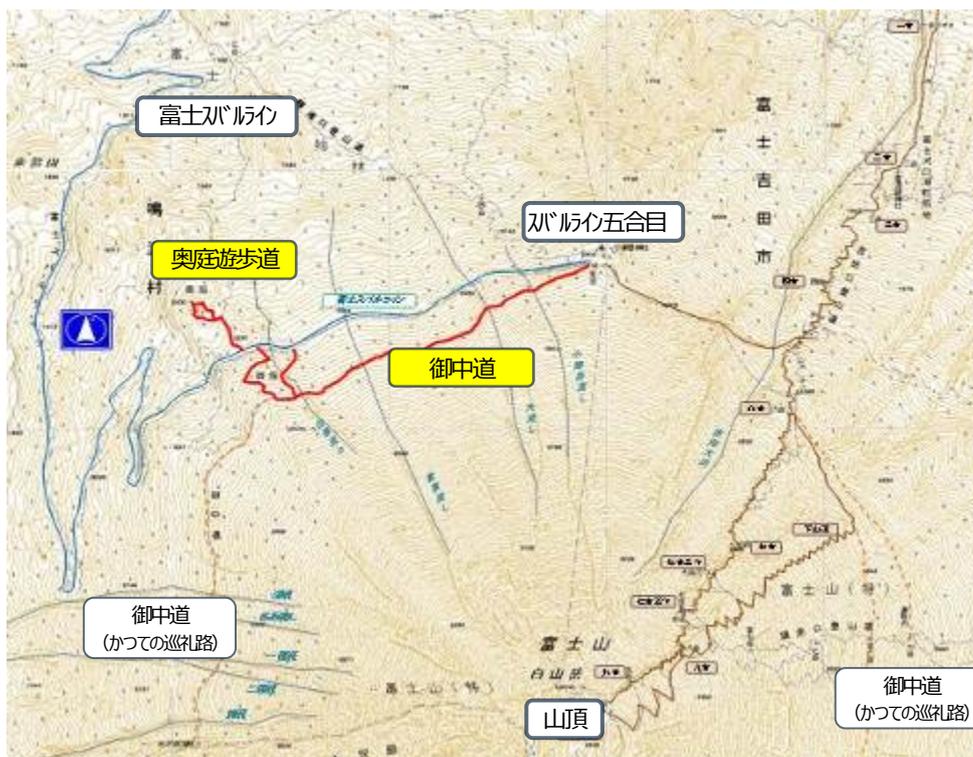
＜参考資料 13＞吉田口五合目周辺の環境改善

■概要

- ・吉田口五合目周辺地域は、富士講隆盛期（江戸中期以降）においては富士山信仰（中道巡り）の巡拝拠点であり、交通基盤の発達や富士山への来訪形態の変化に伴い、現代では富士山頂を目指す登山者のうち約6割が利用する行動起点となっているほか、国内外から多数の人々が訪れる観光地となっている。
- ・これらの来訪者の支援施設として、インフォメーション等を備えた管理センターのほか、複数の売店等が立地し、かつての富士山信仰の姿が認識しにくくなっている。
- ・このため山梨県は、世界遺産富士山にふさわしい景観の形成、来訪者の安全性の向上及び質の高い利用体験ができる場・空間の実現などを目指し、2016年3月に「富士山四合目・五合目ブランドデザイン」を策定した。

■取組内容

- ・山梨県は、吉田口五合目周辺の景観形成や来訪者の利用分散、さらに利用体験の質の向上等を目的に、富士スバルライン五合目において老朽化した施設を解体し、跡地を展望園地として整備する事業のほか、五合目周辺の遊歩道において景観や多言語利用に配慮した標識の再整備事業を実施している。



吉田口五合目周辺環境改善事業位置図

(1) 五合目園地整備

- ・現在の吉田口五合目では、富士山を遥拝する場合に必ず人工構造物が視界に入り、富士山の荘厳な美しさを感じることができない。加えて、写真撮影に適した場所が狭く、多くの来訪者が道路にはみ出すなど、安全上の懸念も大きい。
- ・このため山梨県は、老朽化し景観を損なっている休憩所施設を解体した上で、多くの来訪者が富士山の神聖さや美しさを感じることができるよう、富士山の山体や御来光を展望する園地を整備している。



〈実施前〉

〈施工中 (施設撤去)〉

〈整備イメージ〉

(2) 奥庭遊歩道標識整備

- ・山梨県は、来訪者の分散化を進めるため、4合目の「奥庭遊歩道」において、老朽化し、景観を阻害している標識を再整備し、英語やピクトグラムを用いたわかりやすい解説を行うことにより、国籍を問わず富士山の魅力を体験できる場の形成を図った。
- ・また、環境省は、「御中道」(富士山中腹を巡る、かつての巡礼路)において、同様の標識整備を行った。



〈実施前〉

〈実施後〉

〈実施前〉

〈実施後〉



解説標識例 (部分)



解説標識設置例①



解説標識設置例②

<参考資料 14>三保松原の保全

■概要

- ・三保松原は、白砂青松の良好な風致景観と一体となった富士山を展望できる景勝地である。
- ・静岡市は、2014年に策定した「三保松原保全活用計画」に基づき、「価値を守りつなげる」、「価値を磨き上げる」、「価値を広く伝える」を基本方針として、「松原の保全」、「砂嘴の保全」、「風致景観の保全」の保全指針等の下に、静岡県及び関係機関や地域住民等と緊密に連携し、対策を実施している。

■取組内容

- ・2016年1月以降に進展した代表的な取組について、以下に記載する。

(1) 海岸の景観改善

- ・芸術作品に描かれた当時の「海、砂浜、松林」により構成される海岸景観の復活を目指し、施設に頼ることのない土砂供給の回復による海岸保全の実現までの間の措置として、景観上望ましくないとされた4基の消波堤を、海浜の風致景観に配慮した構造物へと段階的な置き換えを進めていく。
- ・現在は、1号消波堤に代わる1号L型突堤の整備と、サンドリサイクル養浜を年間5万 m^3 に増量するための試行をしている。
- ・1号L型突堤は、学識者の技術的助言を得ながら水理模型実験や詳細設計を2016年10月末に完了した。同年11月から函体製作に着手し、2017年11月から現地海岸において、函体の据付け工事を開始し、2018年3月に完了した。2018年3月からは縦堤の被覆ブロックの製作に着手し、11月頃から現地海岸において据付け工事をを行い、2019年3月の完成を目指す。
- ・1号L型突堤の整備効果を検証した上で2号L型突堤の整備方針を検討する等、今後も、「三保松原景観改善フォローアップ会議」を開催し、対策の効果・影響等の検証と計画の順応的な見直しを行い、効率的・効果的な対策の推進を図っていく。



(2) 松林保全対策

① 松林を守り、育て、活かす仕組みづくり・人づくり

- ・地域社会とともに、三保松原の防潮・防風機能と景観価値を備えた松林へ再生させるための組織として、「(仮称)三保松原保全センター」の設立に向けた取組を進めている。
- ・「(仮称)三保松原保全センター」は、保全に関する情報収集・発信、保全活動の支援、人材育成及び保全対策の実施等の機能を担うこととしており、静岡市が整備を進めている「(仮称)静岡市三保松原ビジターセンター」の開館に合わせて、2018年度内の設立を目指している。

② マツの生育環境の改善

- ・土壌の固結層が根や菌根の生育を阻害し、「羽衣の松」の樹勢の衰えの一因であることが判明したため、「羽衣の松」及び周辺の老齢大木エリアを対象とした土壌改良に取り組んでいる。
- ・「羽衣の松」の土壌の通気性、透水性の改善を図る緊急対策として、2016年3月に土中の固結層を水圧により穿孔する対策等を実施した結果、新芽の伸長量が増加するなど、一定の改善の兆しが見られた。
- ・周辺の老齢大木も含めた根本的な対策へ移行するために、同年12月、土壌の固結層の生成箇所と原因を特定する土壌調査を実施し、2017年2月に、「羽衣の松」及び周辺の老齢大木の一部に限定して、木炭と菌根菌による土壌改良を実施した。
- ・2017年10月、土壌改良の効果を確認するためのモニタリングを行った結果、樹勢の回復や根系の状況が改善していたことから、2017年度も引き続き同様の土壌改良を実施した。今後も継続して土壌改良及びモニタリングを実施していく。

③ マツ材線虫病の早期微害化

- ・マツ材線虫病による松枯れ被害を減少させるため、松林への薬剤散布や樹幹への予防剤注入、被害木の伐倒・除去を徹底することで、マツ材線虫病による伐倒本数が2015年度の133本(被害率3.92本/ha)から2016年度には59本(被害率1.74本/ha)、2017年度には24本(被害率0.71本/ha)と減少し、最終的に目指していたマツ材線虫病による被害率1本/ha以下を達成した。
- ・2018年度は「三保松原の松林保全技術会議」で提言された「薬剤に頼らない管理」に移行していくため、マツ1本1本の情報を取得し、個体管理するためのデータベースを作成し、変調のあったマツを通報できるシステムの構築を行うとともに、地域住民とマツの情報を共有しながら、枯れたマツを見落とすことなく伐倒駆除できる体制の確立を目指す。
- ・なお、マツ材線虫病のリスクや課題が解消したわけではないので、松原のモニタリングを行いながら、被害状況の変化や明確に対策が必要となった場合は、対策の見直しを柔軟に行う。

(3) 道路の景観改善

① 道路の無電柱化

・速効的対策として実施した横断架空線の撤去については、2016年2月に完了した。また、抜本的対策として実施する無電柱化については、道路の4車線化事業（街路事業）に併せて実施することとしており、2016年度に折戸2工区、折戸3工区及び三保1工区の都市計画道路の変更手続きを実施した。折戸2工区については、無電柱化の実施に向け、静岡市第三期無電柱化推進計画へ優先度の高い箇所として位置付けた。

② 三保半島景観まちづくり推進業務

・2014年度に策定した「三保半島景観形成ガイドライン」に基づき、三保駒越線、羽衣海岸線、塚間羽衣線の3路線において、富士山の眺望景観に配慮した道路整備及び沿道整備を進めている。

・具体的には、屋外広告物・景観の各条例に基づく「広告景観整備地区」及び「景観計画重点地区」の指定に向け、地元関係者との意見交換会を実施し、「屋外広告物整備基準」及び「景観形成基準」の作成を進めている。

【検討区域】



【目指す景観イメージ】



整備開始前



現状



目指すイメージ

(4) (仮称) 静岡市三保松原ビジターセンター

- ・静岡市は、三保松原が持つ価値や魅力を伝え、多くの人が集い交流し、未来へと受け継ぐ拠点として、また、松原保全の活動拠点として、「(仮称) 静岡市三保松原ビジターセンター」の建設と周辺整備を進めている。
- ・なお、本ビジターセンターは、建物の規模・高さを抑制するとともに、位置や色彩を工夫する等、松林の保全や景観への影響を最大限考慮しており、三保松原の風致景観に合致するものである。

○ ビジターセンター概要

施設規模	敷地面積：3,238.53 m ² 、建築面積：824.50 m ² 、延床面積：1,143.73 m ²
機能	①展示機能、②観光情報発信機能、③松林保全機能など
諸室構成	1階：展示室、通り土間、エントランスホール、ミュージアムショップなど 2階：図書・体験展示コーナー、会議室、松原保全センター事務所など
スケジュール	2018年2月 建設工事着手 2019年3月末 開館予定

○ 配置図



整備前（2015年1月撮影）



整備後（イメージ）

○ 外観イメージ



<参考資料 15>北口本宮富士浅間神社周辺地域の整備

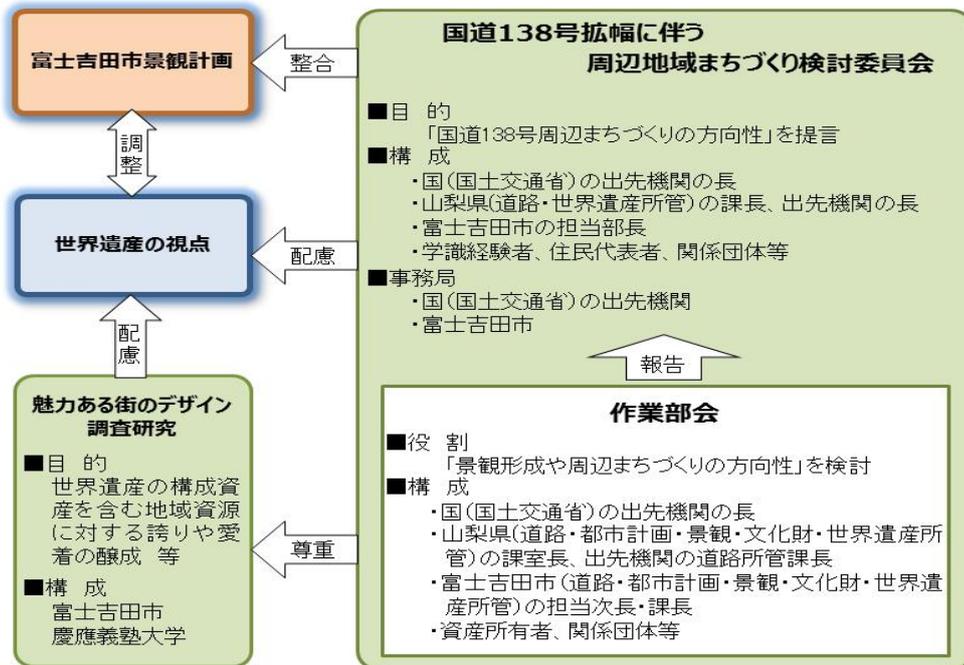
■概要

- ・北口本宮富士浅間神社（以下「北口本宮」という。）境内の北側を通過する国道 138 号は、現在の神奈川県、静岡県と山梨県を結ぶ中世からの主要道であり、御師住宅が並んだ富士道から吉田口登山道に続く富士山信仰の巡礼路として使用された歴史的な道である。
- ・国土交通省は、国道 138 号の慢性的な渋滞解消や歩行者の安全確保を目的に、道路の拡幅¹を計画している。

■取組内容

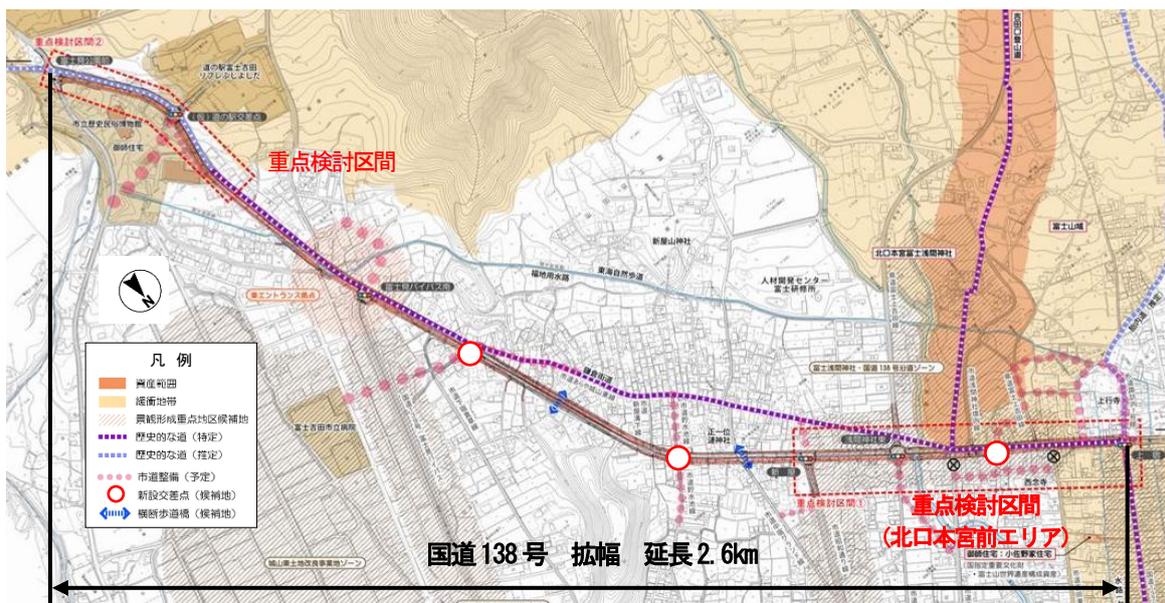
- ・2013 年度から、国土交通省、山梨県、富士吉田市、学識経験者及び地元関係者から構成される「国道 138 号拡幅に伴う周辺まちづくり検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において、御師住宅と北口本宮等との関係性・つながりへの配慮、景観の保全と自然・歴史資源の活用等、幅広い観点から、整備の方向性を検討している。
- ・富士吉田市は、慶應義塾大学と連携し、地元住民等と意見交換等を踏まえながら、親しみと誇りを持ちうるような都市空間の整備を検討している。

●検討体制



¹ 国道 138 号上宿交差点から富士見公園交差点前までの約 2.6km を現行 2 車線幅員 9.5m から 4 車線幅員 24.0m に拡幅整備する。

事業区間全域図



● 検討状況

- ・ 検討委員会は、整備区間のうち、北口本宮前を「重点検討区間」と位置付け、沿道まちづくりと一体的に整備することとしている。

<p><重点検討区間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 137 号～北口本宮の安全な歩行回遊動線の形成 ・ 拡幅に伴う沿道空間との一体的整備 ・ 北口本宮を核とした落ち着きと風格のある道路空間の形成 	<p><道路景観形成方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デザインの統一感による一体的な空間の形成 ・ 歴史・文化と豊かな自然環境の調和 ・ 回遊性・快適性に配慮した歩行環境の実現
--	---

魅力ある街のデザイン調査研究



「まちを知り、考える まちづくり勉強会」



講演会・シンポジウム



西念寺大門の魅力ある道づくりプロジェクト



まち歩きをしたくなる案内板作成

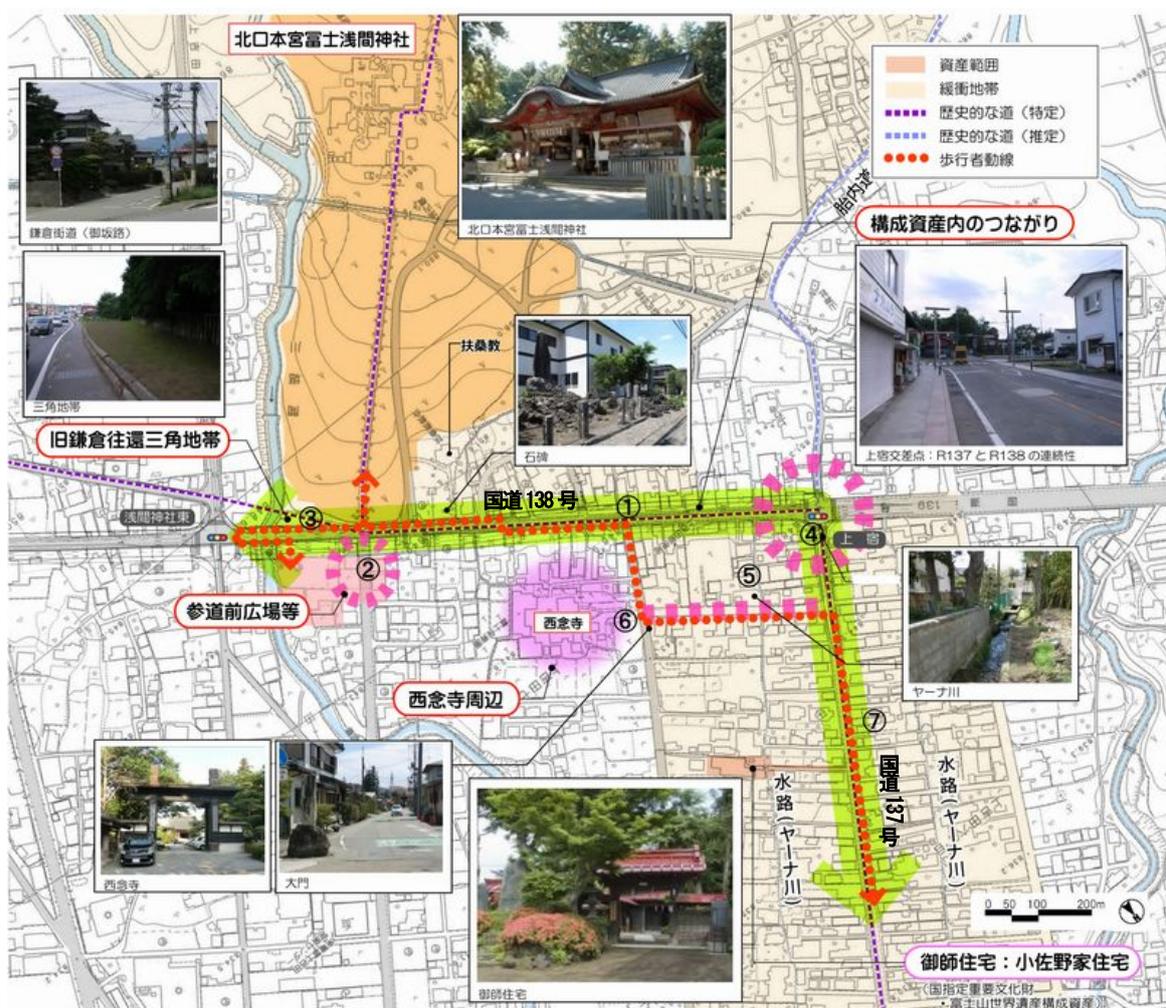
＜参考資料 15＞北口本宮富士浅間神社周辺地域の整備

- ・第37回世界遺産委員会の決議文は、「構成資産間の相互の関係性が強化されるべき」であり、「神社、御師住宅、巡礼路の相互の関係性は明確に示されるべき」としていることから、検討委員会（作業部会）は、世界遺産の視点からの対応方針を以下のとおり検討している。

対応方針	
① 構成資産間の つながり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御師住宅から北口本宮に至る参詣路を、歴史資料等を踏まえて、来訪者が構成資産のつながりを感じながら歩けるようにするために、相互の物理的な連続性を考慮した手法について工夫する必要がある。 ○ そのため、富士山駅から御師住宅を通り北口本宮へ至る経路を「歴史的な道」と「実際に来訪者が歩く道」に分けて検討し、国道137号と国道138号の歩行環境の統一を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道137号の既設歩道舗装である自然石舗装を国道138号の一部に用いる。 ・ 富士山駅から北口本宮まで統一した説明・サイン、ベンチ等を設置する。
② 参道前広場等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北口本宮前の道路は、登拝の前に富士講の人々が同社に参詣する際に待機した場所という歴史性を踏まえる必要がある。 ○ そのため、北口本宮参道前の道路北側に、来訪者が歴史性を感じられるたまり空間（小広場）を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 北口本宮鳥居、参道の荘厳な歴史性を感じられる視点場（スポット）とする。 ・ 休憩施設や説明版を整備し、おもてなしに配慮した設えとする。
③ 旧鎌倉街道 三角地帯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北口本宮周辺を中心に、国道138号の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある。 ○ 2015年2月に策定された北口本宮富士浅間神社整備活用構想において、「旧鎌倉街道であった箇所であり、旧道にふさわしい整備を行い、サインを設置する」こととしている。
④ 上宿交差点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 胎内道に向かう道路を確保する必要がある。 ○ そのため、周辺の歴史的資源と巡礼路の関係性を今に伝える歩行環境の形成を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 胎内道との連続性に配慮した歩行ネットワークを維持、形成するための説明・誘導サイン等を設置する。
⑤ ヤーナ川	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拡幅予定道路を横断して国道137号と平行に御師住宅の敷地内を流れる、精進潔斎に使用された水路（ヤーナ川）を維持する必要がある。 ○ そのため、国道138号とヤーナ川との交差部には、水辺空間（水路の流れを感じる広場等）の形成を図る。
⑥ 西念寺周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拡幅予定道路両側の区画（町割）を維持することにより、16世紀以降の上吉田の御師町形成の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある。 ○ そのため、現状の地域の生活環境に配慮しつつ、大門²を活用した歩行空間の形成を図るなど、歴史的景観の維持・再生に配慮した土地利用、動線計画を検討する。
⑦ まちなみ整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道137号の両側の区画（町割）を維持することにより、16世紀以降の上吉田の御師町形成の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある。 ○ そのため、今後、富士吉田市景観計画に基づく景観形成重点地区として、地域との連携を図りながら、策定中の富士吉田市歴史文化基本構想に沿った景観形成指針・ルールづくりを検討するなど、良好な景観形成を進める。

² 西念寺の参道。「大門（塔中）」は明治期まで西念寺の領地であり、惣門から正門まで参道が形成され、江戸時代には火祭りの神輿の巡行経路でもあった。

重点検討区間（北口本宮前エリア）



■今後の取組（計画）

- ・ 拡幅事業により改変が予想される道路景観及び沿道景観については、コンピュータ・グラフィックスやフォトモンタージュ等による景観予測手法による影響の程度を確認・評価し、具体的対策に反映させる。

